

第1回 養老町立小学校再編準備委員会 次第

日時:令和8年1月29日(木)午後7時から

場所:養老町役場4階 大会議室

町民憲章朗唱

1 開会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 本委員会について

5 委員及び事務局職員紹介

6 委員長及び副委員長選出

7 報告

住民説明会の開催結果

8 協議事項

(1)本委員会の検討項目及び検討スケジュールについて

(2)小学校の適正配置について

9 その他

10 閉会

養老町立小学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 養老町立小学校の円滑な再編に必要な準備、検討及び調整を図るため、養老町立小学校再編準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事務について調査及び検討を行う。

- (1) 養老町内の小学校の再編に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、小学校再編の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの期間とする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職(以下「地位等」という。)にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、前条第2項の区分に従い必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 準備委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 準備委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に規定する所掌事項の細部について調査検討を行うため、別表に掲げる専門部会を設置することができる。

2 専門部会を構成する部会員は、準備委員会が推薦した者及び委員長が必要と認めた者をもって充てる。

- 3 専門部に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、専門部の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 専門部の会議は、部会長が招集し、会議については、前条の規定を準用する。
- 7 部会長は、専門部を代表し、専門部の調査検討の結果を準備委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 準備委員会及び専門部の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び専門部の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項及び第7条第6項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日後最初に開かれる準備委員会及び専門部は、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって、その効力を失う。

別表(第7条関係)

部会名	検討・協議事項
総務部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校名称、校歌、校章、校旗に関する事。 2 式典行事に関する事。 3 留守家庭児童教室に関する事。 4 その他再編に必要な事項に関する事。
教育部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校運営、教育内容に関する事。 2 学校行事に関する事。 3 児童交流事業に関する事。 4 その他再編に必要な事項に関する事。
PTA地域部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 PTA組織に関する事。 2 学用品(制服、体操服等)に関する事。 3 コミュニティ・スクールの構築に関する事。 4 地域連携に関する事。 5 その他再編に必要な事項に関する事。
施設通学部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学体制に関する事。 2 統合校への移転計画に関する事。 3 学校施設の整備に関する事。 4 空き校舎の活用に関する事。 5 その他再編に必要な事項に関する事。

養老町立小学校再編準備委員会傍聴人要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養老町立小学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）又は専門部会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 準備委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、原則として会議の開催時刻の30分前から開催時刻までの間に受付を行うものとする。

2 傍聴人は、所定の場所で、自己の氏名及び住所を所定の用紙（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10名程度とし、準備委員会の会議の都度、準備委員会の長（以下「委員長」という。）が会議室の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 準備委員会の会議の進行及び学校の再編検討の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。
- (6) 会議の会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。
- (7) 知り得た情報を外部へ漏らさないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め指示したこと。

2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第6条 傍聴人は、委員長が会議の非公開を宣告したとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

(準用規定)

第8条 第2条から前条までの規定は、専門部会について準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式

(表)

No. _____	No. _____
傍聴人	養 老 町 立 小 学 校 再 編 準 備 委 員 会 傍 聴 券
住所	
氏名	氏名 _____
	令和 年 月 日限り
	養 老 町 教 育 長

(裏)

<p>傍聴人の遵守事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 みだりに傍聴席を離れないこと。2 私語、談話又は拍手等をしないこと。3 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。4 飲酒、飲食又は喫煙しないこと。5 準備委員会の会議の進行及び小学校再編の検討の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。6 会議の会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。7 知り得た情報を外部へ漏らさないこと。8 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認め指示したこと。	
---	--

養老町立小学校再編準備委員会の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、養老町立小学校再編準備委員会又は専門部会（以下「準備委員会」という。）の会議を公開し、町民にその審議状況を明らかにすることにより、町政の透明性の一層の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を推進することを目的とする。

2 会議の公開基準

準備委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 養老町情報公開条例（平成 12 年養老町条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

3 公開又は非公開の決定

- (1) 準備委員会の会議の公開又は非公開の決定は、2の基準に基づき準備委員会の長（以下「委員長」という。）が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 準備委員会は、会議を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 準備委員会の決定により公開とされた会議であっても、開催ごとの審議事項に2のただし書きに該当する事項が含まれる場合は、委員長の判断により会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

4 公開の方法等

- (1) 準備委員会は、公開する会議について、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 準備委員会は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 準備委員会の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

5 会議開催の周知

準備委員会は、公開する会議を開催するに当たっては、おおむね会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を町のホームページへの掲載、町役場前の掲示板への掲示その他適当な方法により、一般に周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

6 情報提供

準備委員会は、公開した会議の会議録又は会議の結果について、会議資料と併せて当該委員会の庶務を担当する教育委員会事務局教育総務課において一般の閲覧に供することにより、公表に努めるものとする。

7 適用期日等

- (1) この指針は、公表の日から施行する。
- (2) この指針の施行の日（以下「施行日」という。）前において、委員会の会議が会議の公開は非公開の決定を行っていない場合は、施行日以後に行われる初回の委員会の会議は、原則として公開とし、当該会議において以後の会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

養老町立小学校再編準備委員会委員名簿

◎部会長 ○副部会長

番号	選出区分	役職	氏名	備考
1	学識経験者	岐阜聖徳学園大学教授	安田 和夫	
2	学識経験者	岐阜聖徳学園大学教授	中島 葉子	
3	自治組織代表	区長	◎ 安田 澄雄	施設通学部会
4	地域住民代表	公民館長	○ 早崎 正信	総務部会
5	保護者代表	郡 PTA 代表	◎ 木村 陽一	PTA 地域部会
6	学校代表	校長会長	◎ 河村 佳隆	総務部会
7	小学校代表	小学校長会長	○ 黒田 佳子	教育部会
8	学校代表	校長	○ 小森 富雄	施設通学部会
9	学校代表	校長	○ 三輪 弘文	PTA 地域部会
10	教育委員会が 適当と認める者	社会教育委員長	◎ 若山 義郎	教育部会

10 名

【事務局】

教育長	早崎 京子
教育委員会事務局長	中島 恵美
教育総務課長	尾前 眞理
教育総務課長補佐	細川 誠
教育総務課主査	澁谷 祐貴

養老町立小学校再編準備委員会専門部会名簿

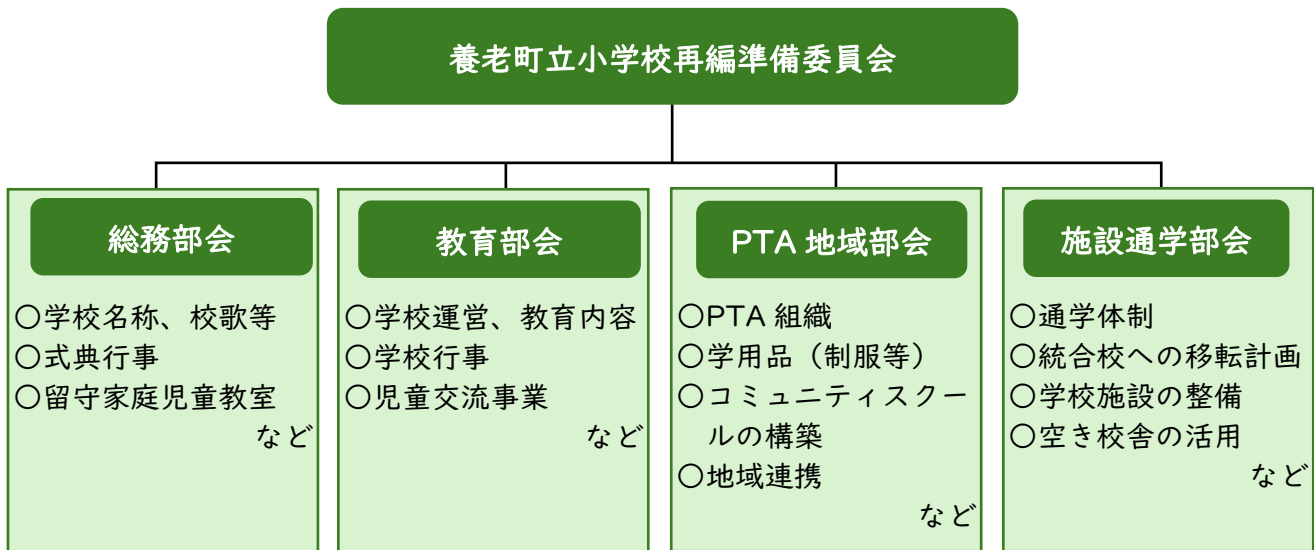
◎部会長 ○副部会長

番号	部会名	選出区分	役職		氏名	備考
1	総務部会	学校代表	校長会長	◎	河村 佳隆	高田中
2		地域住民代表	公民館長	○	早崎 正信	高田中校区
3		議会代表	議員代表		早崎 百合子	議長
4		地域住民代表	区長会長(上多度地区)		木村 茂	東部中校区
5		地域住民代表	区長会長(日吉地区)		森川 鐘二	高田中校区
6		地域住民代表	区長会長(広幡地区)		田中 利光	東部中校区
7		地域住民代表	区長会長(養老地区)		長井 鐘一郎	高田中校区
8		保護者代表	日吉小学校保護者		若山 誠治	高田中校区
9		町長部局	総務部長		川口 智也	
10		事務局	教育総務課長補佐		細川 誠	
1	教育部会	教育委員会が適当と認める者	社会教育委員長	◎	若山 義郎	
2		小学校代表	小学校長会長	○	黒田 佳子	養北小
3		教職員代表	教頭		伊藤 真理	養老小
4		教職員代表	教頭		島 裕妃子	池辺小
5		教職員代表	教務主任		長堀 真人	笠郷小
6		教職員代表	教務主任		杉野 久美	日吉小
7		事務局	生涯学習課長		徳本 弘基	
1	PTA 地域部会	保護者代表	郡PTA代表	◎	木村 陽一	高田中校区
2		学校代表	校長	○	三輪 弘文	上多度小
3		保護者代表	郡PTA代表		中村 佳守雄	高田中校区
4		保護者代表	郡PTA代表		野原 聖司	東部中校区
5		保護者代表	郡PTA代表		細川 進	東部中校区
6		地域住民代表	区長会長(多芸東部地区)		岡村 修	高田中校区
7		地域住民代表	区長会長(室原地区)		田中 頼彦	高田中校区
8		保護者代表	池辺こども園保護者		杉野 綾乃	東部中校区
9		事務局	生涯学習課長補佐		北川 賢誠	
1	施設通学 部会	自治組織代表	区長	◎	安田 澄雄	区長会長
2		学校代表	校長	○	小森 富雄	広幡小
3		教育委員会が適当と認める者	学校のあり方検討委員代表		近藤 亜衣	
4		地域住民代表	区長会長(池辺地区)		児玉 正己	東部中校区
5		地域住民代表	区長会長(笠郷地区)		安田 正	東部中校区
6		地域住民代表	区長会長(小畑地区)		佐竹 哲	高田中校区
7		地域住民代表	区長会長(多芸西部地区)		伊東 幸芳	高田中校区
8		保護者代表	養老こども園保護者		川瀬 安依	高田中校区
9		町長部局	住民福祉部長		近藤 真由美	
10		町長部局	産業建設部長		竹中 修	
11		事務局	教育総務課長		尾前 眞理	
12		事務局	教育総務課主査		澁谷 祐貴	

■委員会設置の目的

これまで「養老町学校のあり方検討委員会」において協議された望ましい学校教育環境についての答申に基づき、新たな学校づくりのあり方について協議を重ね、統合に向けた連携、協働体制を構築するための組織である「養老町立小学校再編準備委員会」を設置し、地域、保護者、学校、児童、教員及び有識者等により、委員会の協議事項に即した専門部会とともに、協議を進めることを目的とします。

■組織体制



■高田中学校区(養老小・養北小・日吉小)年度別全児童数、年度別学級数の推計

R7		
学年	人数	学級数
1	73	3
2	71	3
3	71	3
4	86	3
5	84	3
6	106	4
合計	491	19

R8		
学年	人数	学級数
1	49	2
2	73	3
3	71	3
4	71	3
5	86	3
6	84	3
合計	434	17

R9		
学年	人数	学級数
1	48	2
2	49	2
3	73	3
4	71	3
5	71	3
6	86	3
合計	398	16

R10		
学年	人数	学級数
1	53	2
2	48	2
3	49	2
4	73	3
5	71	3
6	71	3
合計	365	15

R11		
学年	人数	学級数
1	51	2
2	53	2
3	48	2
4	49	2
5	73	3
6	71	3
合計	345	14

R12		
学年	人数	学級数
1	36	2
2	51	2
3	53	2
4	48	2
5	49	2
6	73	3
合計	310	13

R13		
学年	人数	学級数
1	36	2
2	36	2
3	51	2
4	53	2
5	48	2
6	49	2
合計	273	12

■東部中学校区(広幡小・上多度小・池辺小・笠郷小)年度別全児童数、年度別学級数の推計

R7		
学年	人数	学級数
1	53	2
2	76	3
3	74	3
4	82	3
5	89	3
6	99	3
合計	473	17

R8		
学年	人数	学級数
1	66	2
2	53	2
3	76	3
4	74	3
5	82	3
6	89	3
合計	440	16

R9		
学年	人数	学級数
1	53	2
2	66	2
3	53	2
4	76	3
5	74	3
6	82	3
合計	404	15

R10		
学年	人数	学級数
1	48	2
2	53	2
3	66	2
4	53	2
5	76	3
6	74	3
合計	370	14

R11		
学年	人数	学級数
1	35	1
2	48	2
3	53	2
4	66	2
5	53	2
6	76	3
合計	331	12

R12		
学年	人数	学級数
1	32	1
2	35	1
3	48	2
4	53	2
5	66	2
6	53	2
合計	287	10

R13		
学年	人数	学級数
1	34	1
2	32	1
3	35	1
4	48	2
5	53	2
6	66	2
合計	268	9

7. 報告 住民説明会の開催結果

■開催概要

令和7年10月21日(火)～11月4日(火)の期間にかけ、町内小学校7校の各小学校区において、住民説明会を開催しました。

住民説明会では、「養老町学校のあり方検討委員会」の委員長より提出された答申書を踏まえ、答申に至るこれまでの経緯と今後についての説明を行いました。

説明会には、保護者、地域住民、教職員、保育従事者など、延べ484人に参加いただきました。

開催日	時間	会場	参加者数
10月21日(火)	18時30分～	日吉小学校体育館	73名
10月22日(水)	18時30分～	上多度小学校体育館	40名
10月24日(金)	18時30分～	養老小学校体育館	87名
10月28日(火)	18時30分～	広幡小学校体育館	40名
10月30日(木)	18時30分～	養北小学校体育館	85名
10月31日(金)	18時30分～	笠郷小学校体育館	84名
11月4日(火)	18時30分～	池辺小学校体育館	75名

■主な質問と回答

主なご質問・ご意見と事務局からの回答は以下のとおりです。

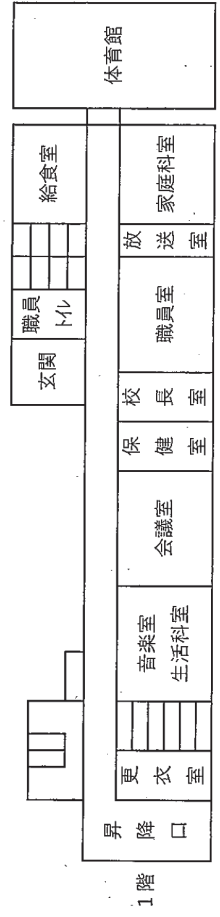
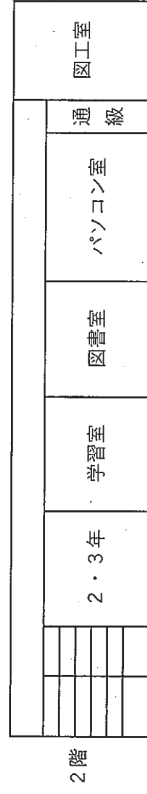
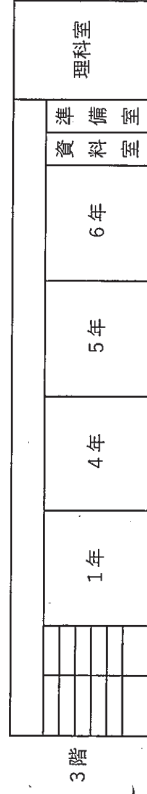
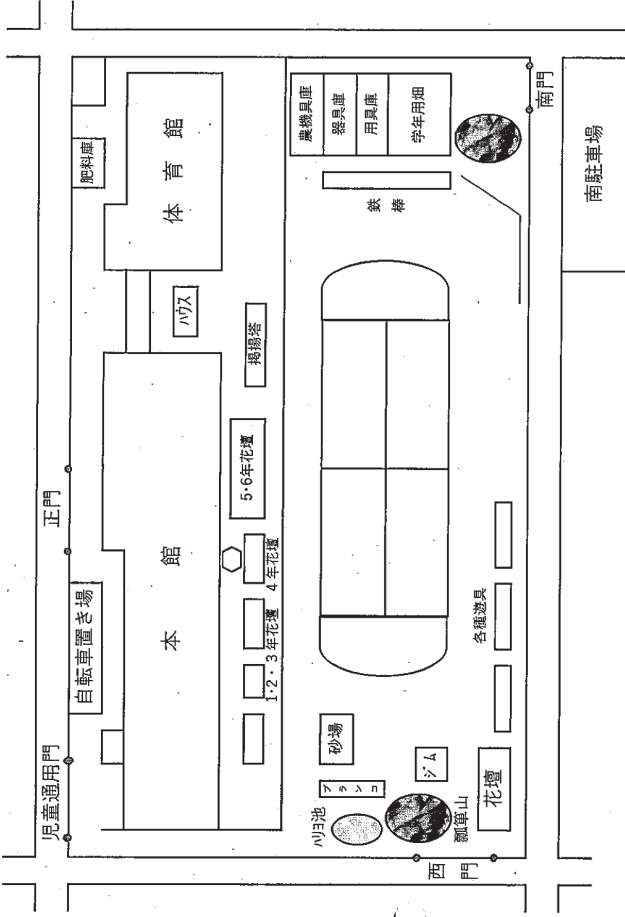
住民説明会で挙げられたご意見に対して、今後、各部会で検討すべき事項を整理しました。

No.	質問・意見	回答	今後の対応
1	統合せずにスクールバス等で交流活動を行う山県方式が全国的にも注目されていると思いますが、養老町において山県方式など、統合せずに7校を存続させる方式を採用しなかった理由を教えてください。	学校のあり方検討委員会では、統合せずに小学校7校を存続させる方法も含め、さまざまな観点から議論を重ねてまいりました。 山県方式につきましては、一部の授業で交流が可能となるものの、学校生活全体を通じた交流には限界があること、また1時間の交流授業のために移動時間を含めて2時間分の授業数が必要となること、さらに教職員が把握すべき範囲が広がる等、子どもたちや教職員双方に大きな負担が生じることが懸念されます。これらの点を総合的に検討した結果、学校のあり方検討委員会としては、小学校の統合が望ましいとの結論に至りました。	—
2	統合校の開校時期が遅くとも令和12年度となっていますが、もう少し早めることはできないでしょうか。	小学校の統合については、単に一つの既存の学校に集まるということではなく、子どもたちがわくわく感を持てる新	—

No.	質問・意見	回答	今後の対応
		<p>たな学校づくりを目指すことが重要であり、そのためには、校舎の改修等が必要と考えております。</p> <p>事務局といたしましても、できる限り早期の統合を実現したいと考えておりますが、校舎改修の設計や施工には一定の期間を要するため、現時点では、令和12年度の開校となるのではないかと見込んでおり、今後の再編準備委員会のなかでどのような学校をどのようにつくるのかを検討したうえで、開校時期は決定していきたいと考えています。</p>	
3	<p>新たに学校を建てるのではなく、既存の小学校を活用して統合するのでしょうか。</p>	<p>新たに学校を一からつくる場合、建設用地の確保や学校の設計に多くの時間を要することになるため、令和12年度の開校は難しいと考えております。できるだけ早く、子どもたちがワクワク感を持てる新たな学校づくりを実現するため、現時点では既存の小学校を改修して活用する方向で検討を進めます。</p>	-
4	<p>令和6年度に養老町で生まれた子どもの人数は70名以下であり、今後子どもの数が減少すると予測されているなかで、学校の適正規模を考えると、数年先は、子どもたちが新しく統合された学校へ入学する時点で、1学級となるのではないのでしょうか。</p>	<p>学校のあり方検討委員会においても、将来的な児童数の減少を見据え、1校への統合が望ましいのではないかとのご意見もありました。しかしながら、地域とともにある学校づくりを目指す中で、7校から1校への統合は地域とのつながりを持ちにくくなることが懸念されます。また、1校に統合した場合には、スクールバスの運行範囲が広がることや、通学時間が長くなることなどの課題も挙げられます。加えて、養老町としても子どもを増やすための施策を検討しております。これらの点を総合的に考慮し、まずは2校への統合を進めるとの結論に至りました。</p>	-
5	<p>小中一貫校として中学校も含めて統合することは考えられたのでしょうか。</p>	<p>中学校も含めて統合する場合、学校規模が大きくなり、既存の校舎をそのまま利用することが難しくなると考えております。また、既存の中学校校舎を活用する場合には、トイレや階段などの設備等を小学生の身体に合わせた仕様に改修する必要があり、改修範囲が広がるため、相応の時間を要します。子どもたちがワクワク感を持てる学校づくりを目指しつつ、令和12年度の開校に間に合わせるためにも、既存の小学校を改修することで進めてまいりたいと考えております。</p>	-

No.	質問・意見	回答	今後の対応
6	統合先の小学校は既に決まっているのでしょうか。	現時点では、まだ決定しておりません。今後、地域住民の皆様のご意見を十分に伺いながら、再編準備委員会にて検討を進めてまいります。	再編準備委員会
7	統合先について、既存校舎を改修している期間の教育体制はどのようになるのでしょうか。	大規模な改修工事につきましては、できる限り長期休暇中に実施するなど、子どもたちの教育環境に支障が出ないように、また子どもたちへの負担が最小限となるよう、今後、最善の方法を検討してまいります。	施設通学部会 教育部会
8	養老町では各地域が大切にしてきた文化・伝統があります。中学校区ごとに1つの小学校に統合された際に、ふるさと学習をどのように取り組んでいくのか教えていただきたいと思います。	小学校が統合された際のふるさと学習につきましては、各地域が大切にしてきた文化や伝統をうまく取り入れることが望ましいと考えております。その教育内容や進め方につきましては、子どもたちや地域住民の皆様のご意見を反映しながら、今後、再編準備委員会の中の教育部会にて丁寧に検討を進めてまいります。	教育部会
9	突然、小学校が統合されると、人間関係などに不安を感じる子どもたちもいるのではないかと思います。子どもたちの不安を解消するために、小学校間の交流をどのような形で進めていくのか具体的に教えていただきたいと思います。	小学校を統合するとなると、子どもたちが不安を感じることもあるかと思えます。そのため、各学年が集まる合同授業や交流活動を積極的に実施し、子どもたち同士の交流を深めてまいります。また、教育委員会としては、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、統合後の教職員の人員配置について、十分に配慮してまいります。	教育部会
10	統合された場合、徒歩での通学が難しいため、スクールバス等を利用されることになると思いますが、通学経路となる道路整備も含めて協議していただきたいと思います。	スクールバスの運行方法や安全に通行できるバスルートの確保など、通学に関する諸課題につきましては、今後、施設通学部会にて検討を進めてまいります。	施設通学部会
11	閉校となった小学校の校舎や体育館は統合後、どのように活用されるのでしょうか。	閉校となった学校の校舎の活用方法につきましては、統合に関する検討と並行して施設通学部会にて検討を進めてまいります。なお、体育館につきましては、地域の避難場所としての役割もございますので、引き続き、その機能を維持していく方向で考えております。	施設通学部会

令和7年度 広幡小学校 校舎配置図



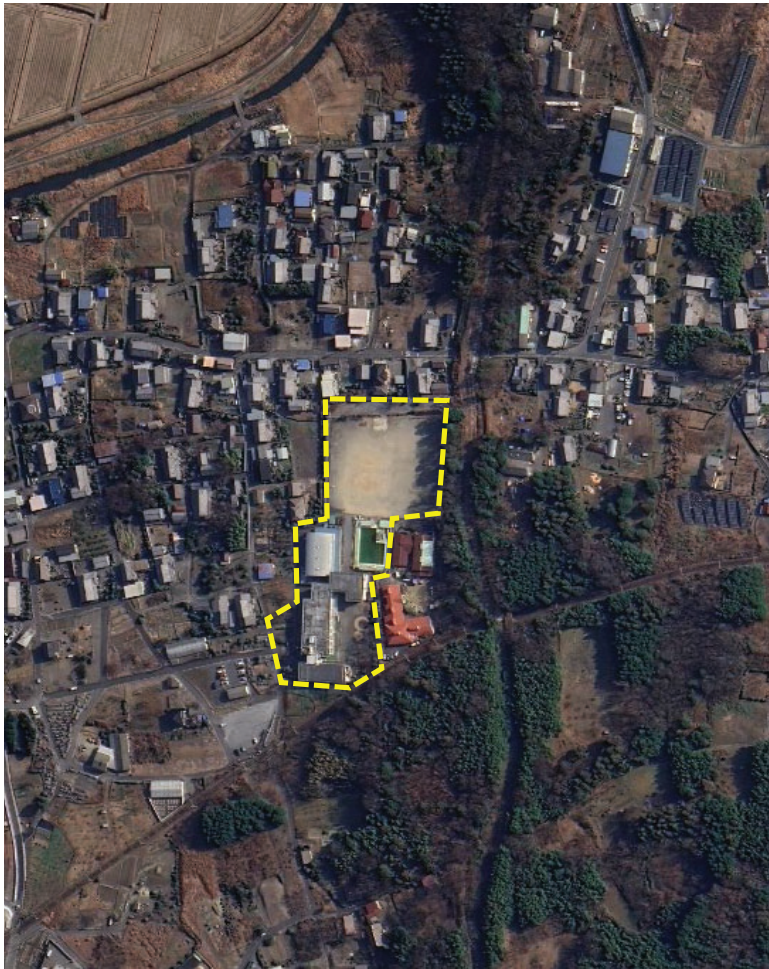
【広幡小学校】



出典：地図データ©2025

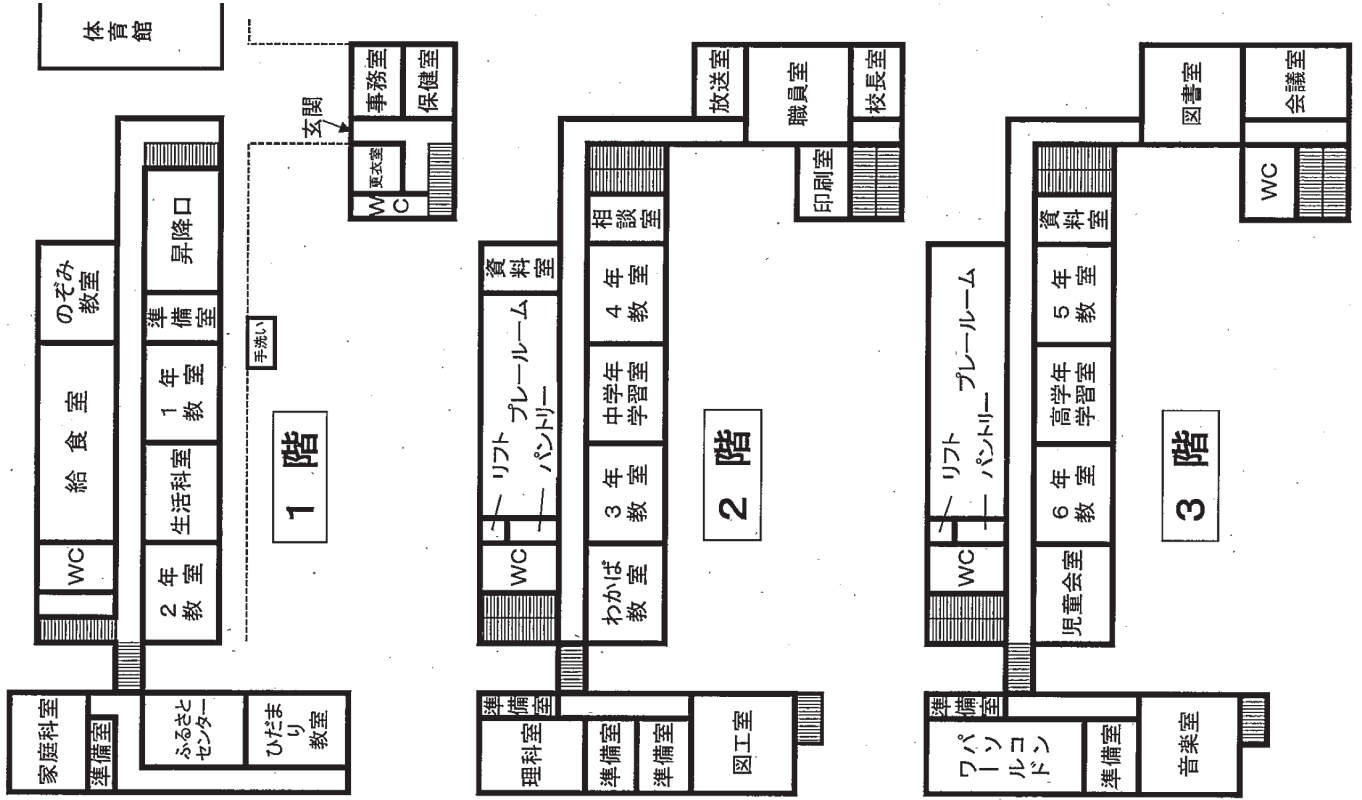
所在地	養老町口ケ島 196-2
敷地面積	12,139 m ²
校舎改修状況	耐震補強：平成22年度

【上多度小学校】

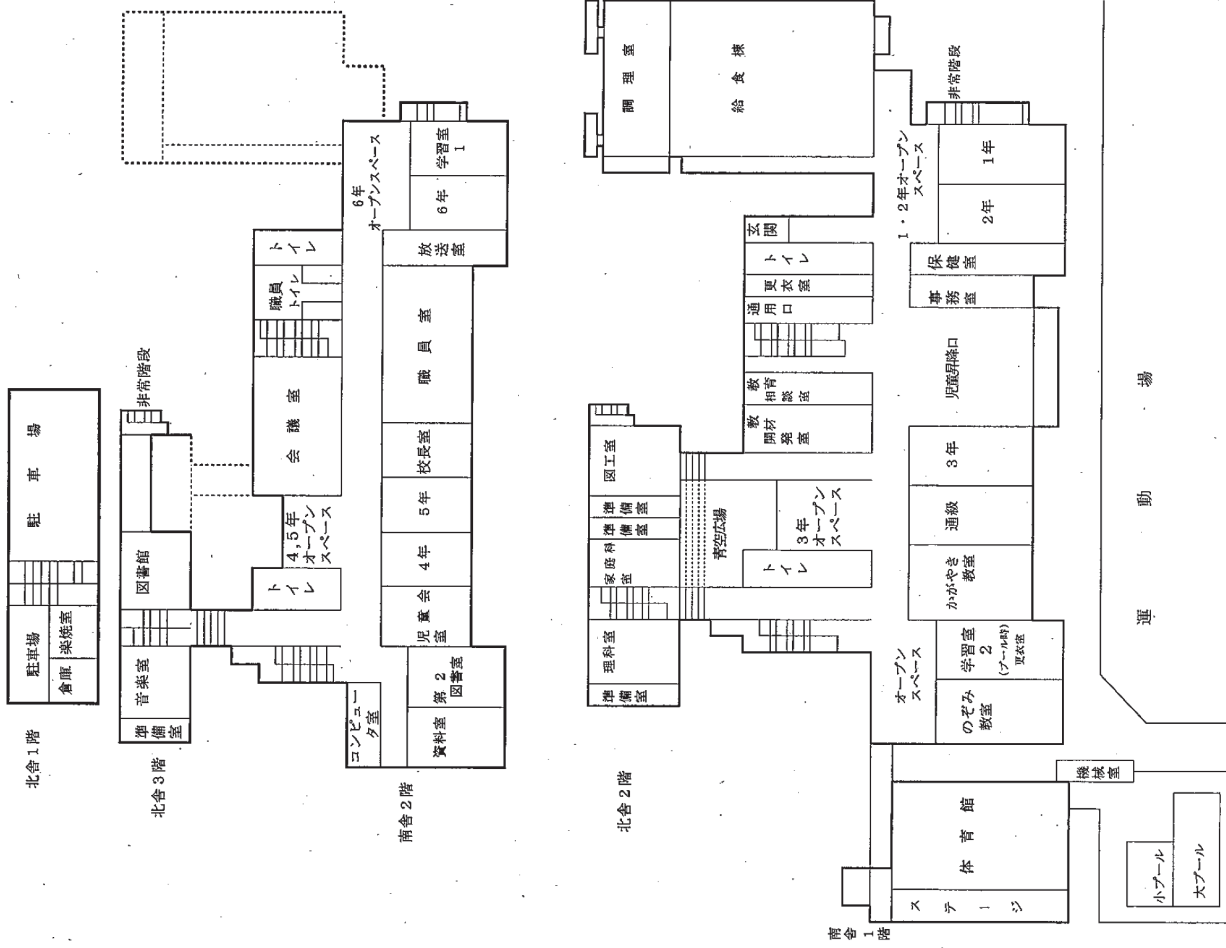


出典：地図データ©2025

所在地	養老町小倉 415
敷地面積	13,206 m ²
校舎改修状況	耐震補強：平成22年度



令和7年度 池辺小学校 教室配置図

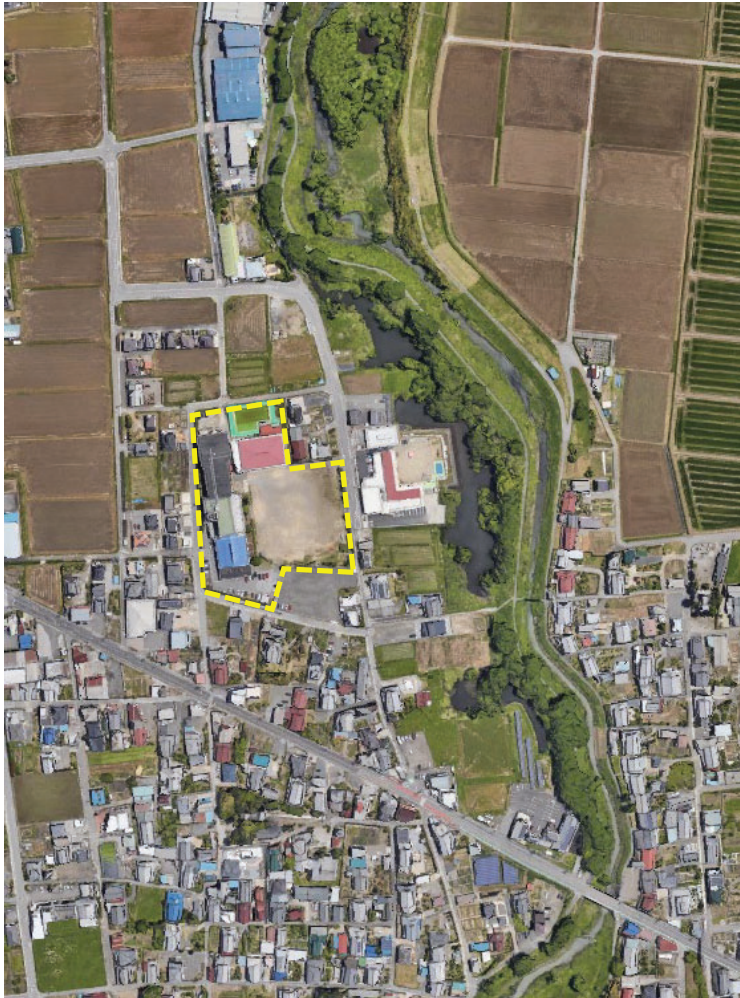


出典:地図データ©2025

所在地	養老町大巻 1140
敷地面積	26,379 m ²
校舎改修状況	-

【池辺小学校】

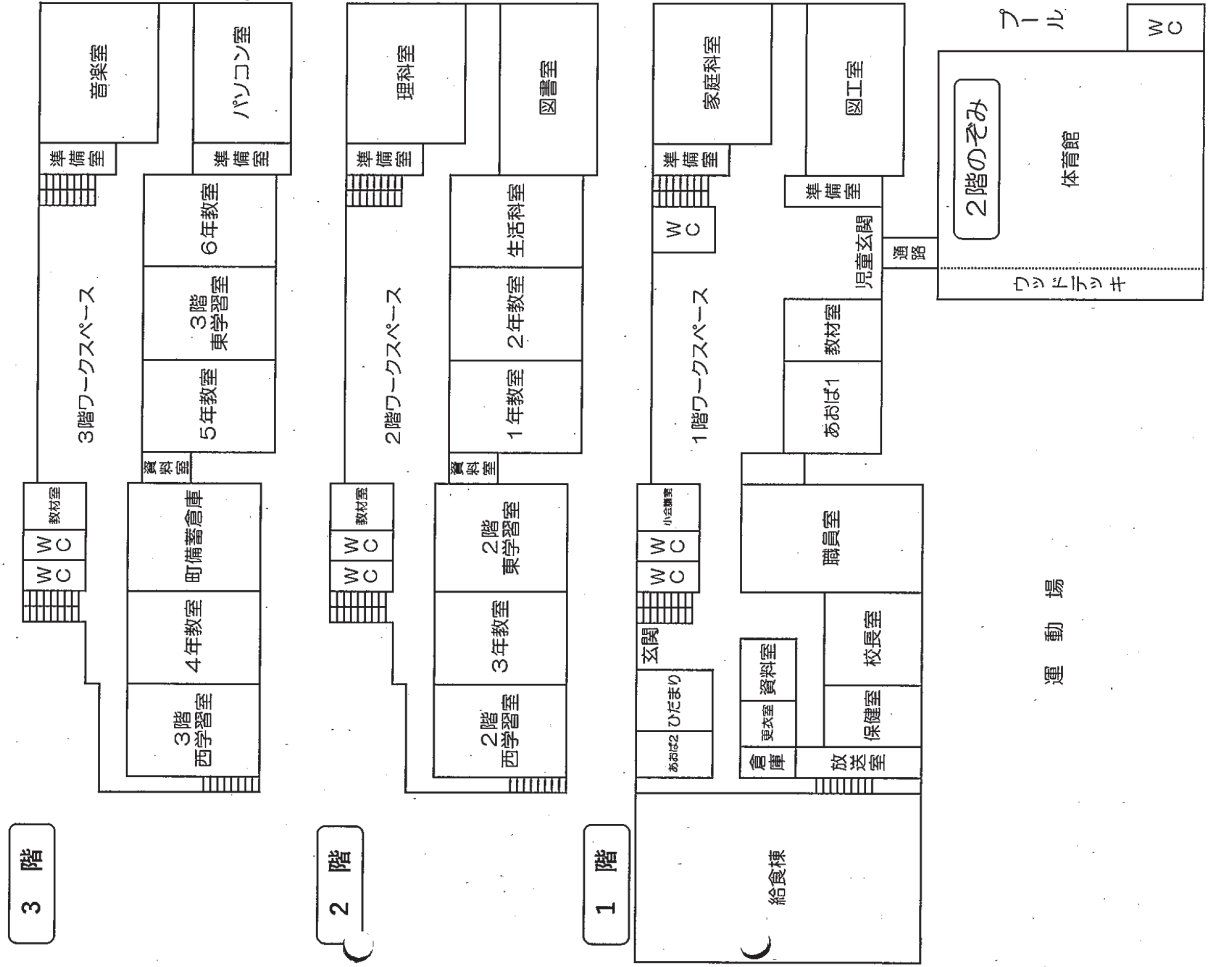
【養北小学校】



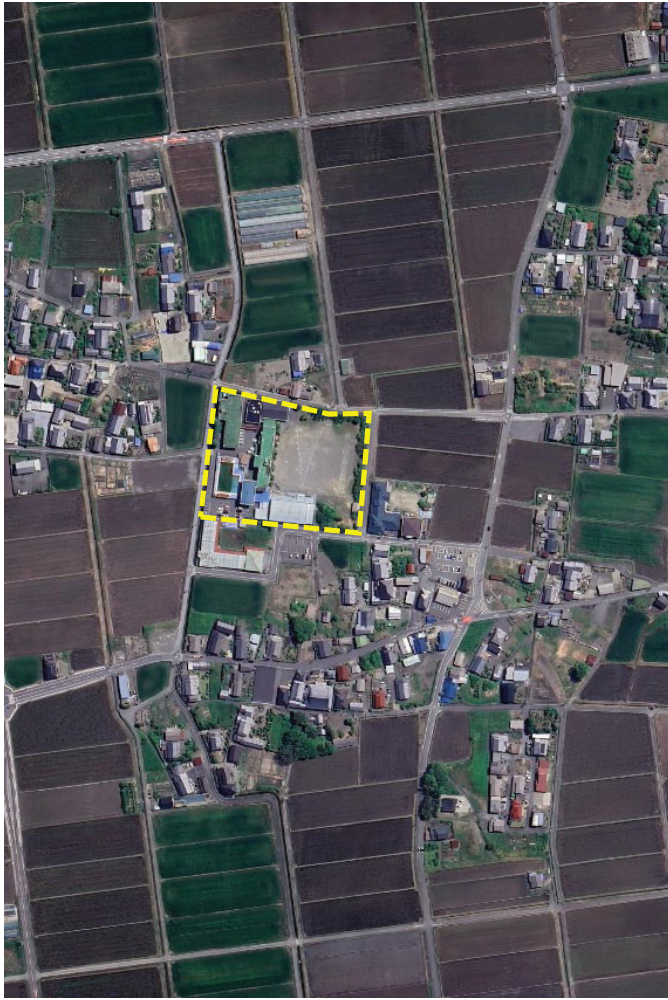
出典：地図データ©2025

所在地	養老町飯田 265
敷地面積	12,436 m ²
校舎改修状況	耐震補強：平成23年度

＜ 養北小学校の教室配置図 ＞



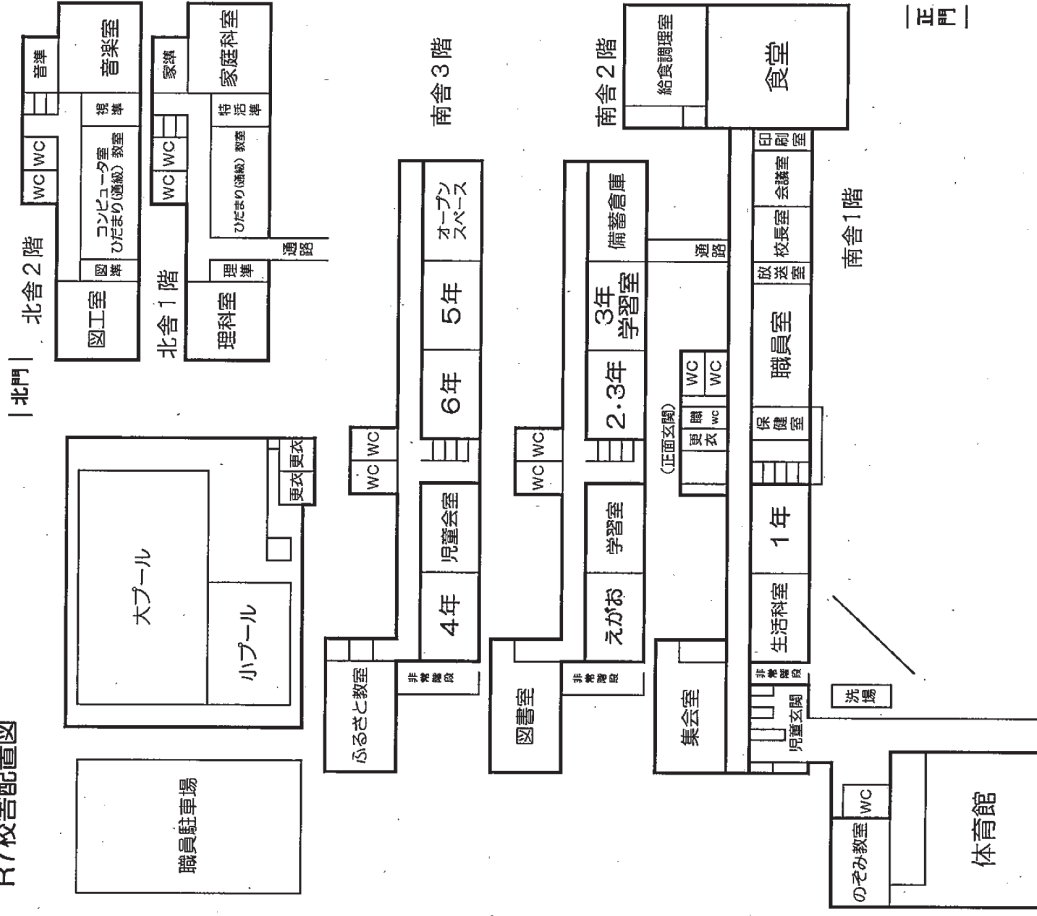
【日吉小学校】



出典：地図データ©2025

所在地	養老町中 138
敷地面積	12,354 m ²
校舎改修状況	大規模改修：昭和63年度 / 耐震補強：平成21年度

R7校舎配置図



■通学距離と通学時間の考え方

【国の基準（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）】

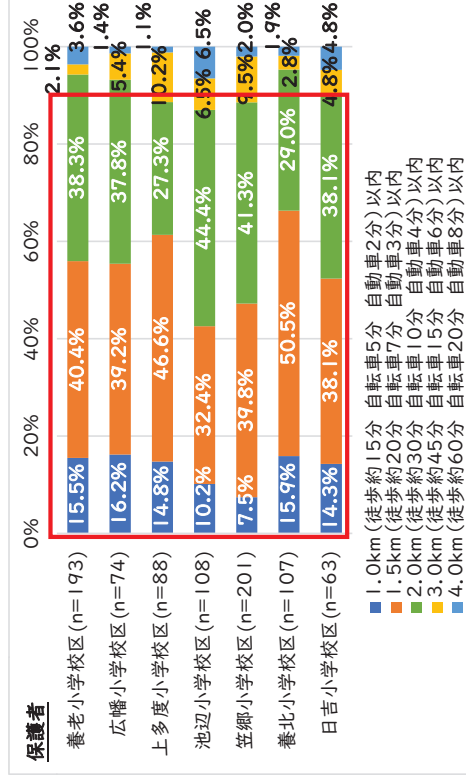
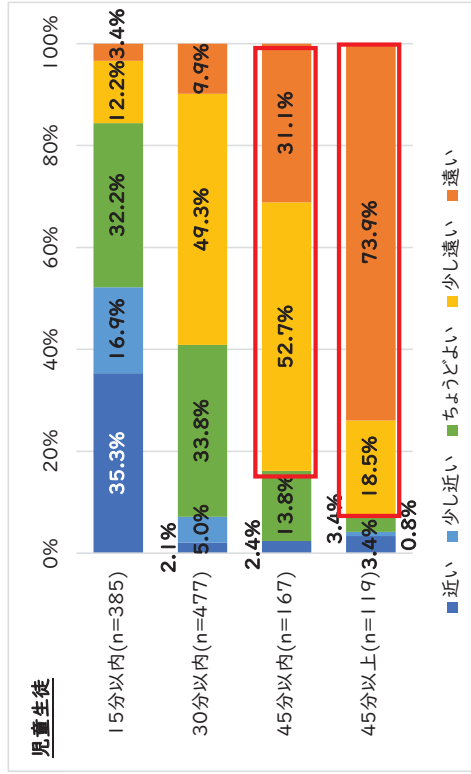
通学距離		通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	

※上記を目安として市町村が判断

【アンケート結果】

Q.小学校までの通学時間と距離について

保護者においては、2.0km 以内（徒歩 30 分）であれば通学可能と考える割合が高く、児童生徒においても通学に 30 分以上かかると遠いと感じる児童生徒が 80%まで増えることから、徒歩の場合は通学時間が 30 分以内となるよう望まれていることが分かります。



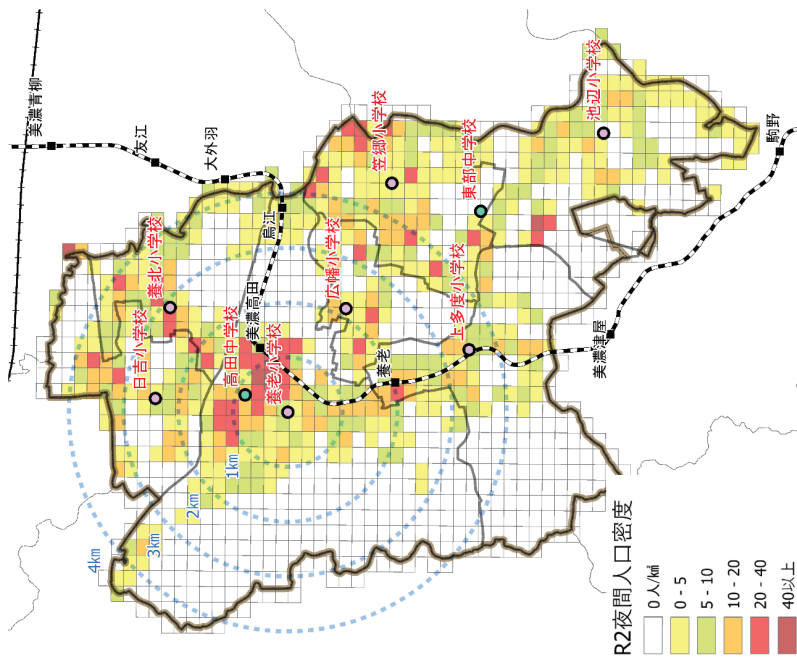
距離の目安

- 1.0km (徒歩約 15 分 自転車5分 自動車2分) 2.0km (徒歩約 30 分 自転車 10 分 自動車 4 分)
- 3.0km (徒歩約 45 分 自転車 15 分 自動車 6 分) 4.0km (徒歩約 60 分 自転車 20 分 自動車 8 分)

■ 各小学校からの通学圏域

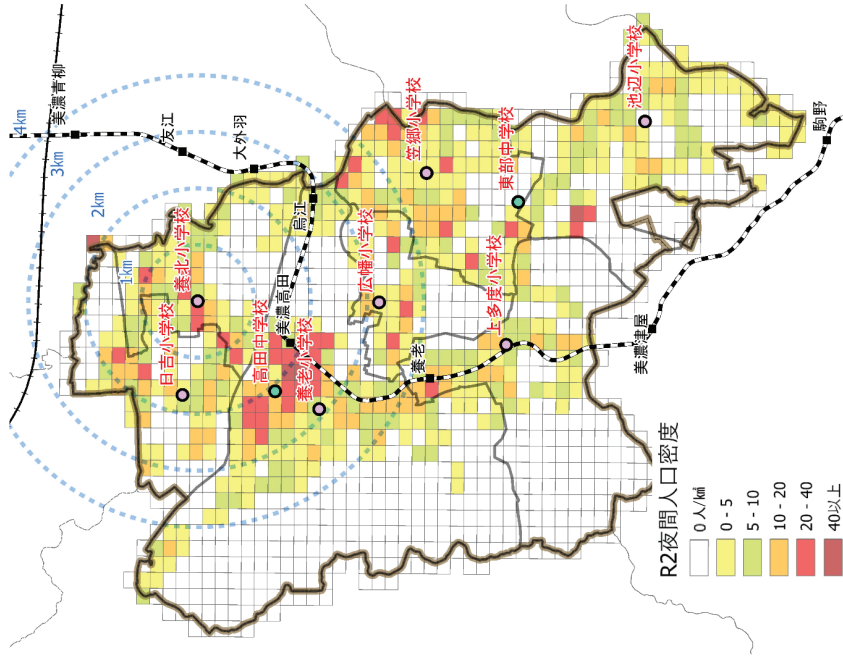
【高田中学校区】

養老小学校



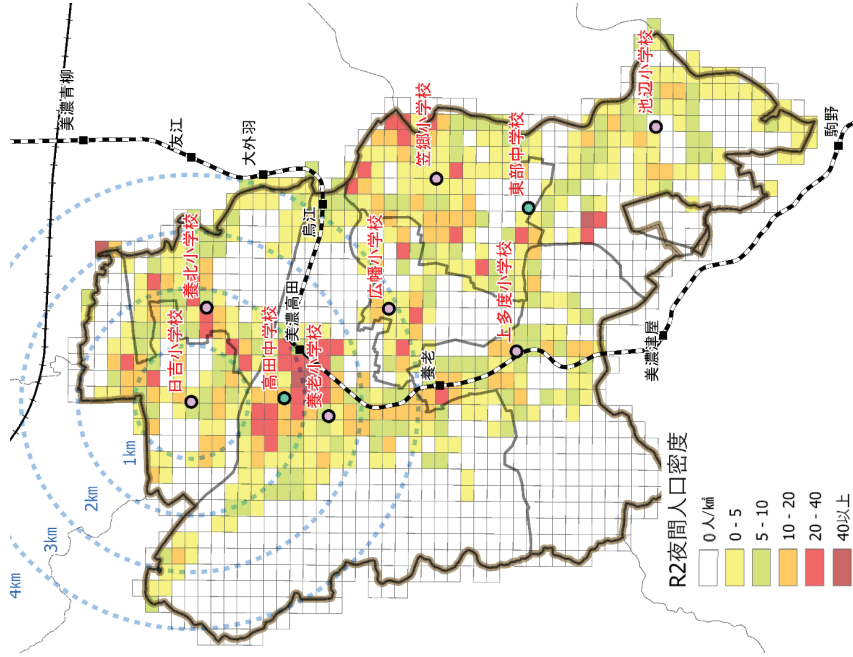
高田中学校区を概ね 4km 圏でカバーできており、1~2km の短い距離でカバーできる範囲も広がっています。

養北小学校



高田中学校区のうち、人口が少ない箇所ではあるものの養老小学校区の西側を一部カバーできていません。

日吉小学校



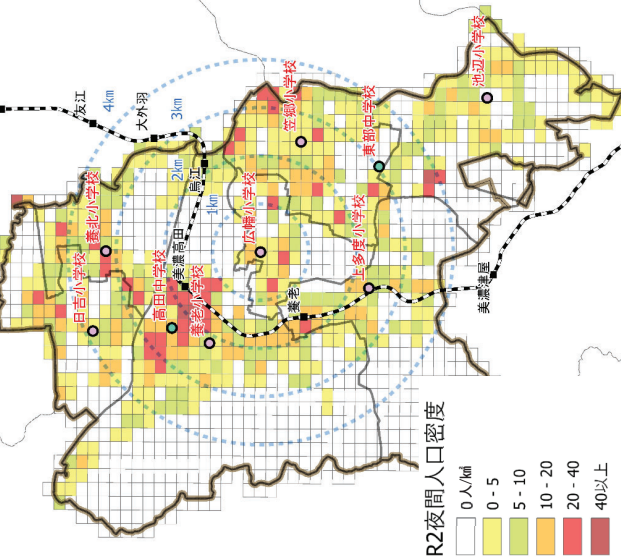
高田中学校区のうち、人口が少ない箇所であるものの養老小学校区の南側を一部カバーできていません。

距離の目安

- 1.0km (徒歩約15分 自転車5分 自動車2分) 2.0km (徒歩約30分 自転車10分 自動車4分)
- 3.0km (徒歩約45分 自転車15分 自動車6分) 4.0km (徒歩約60分 自転車20分 自動車8分)

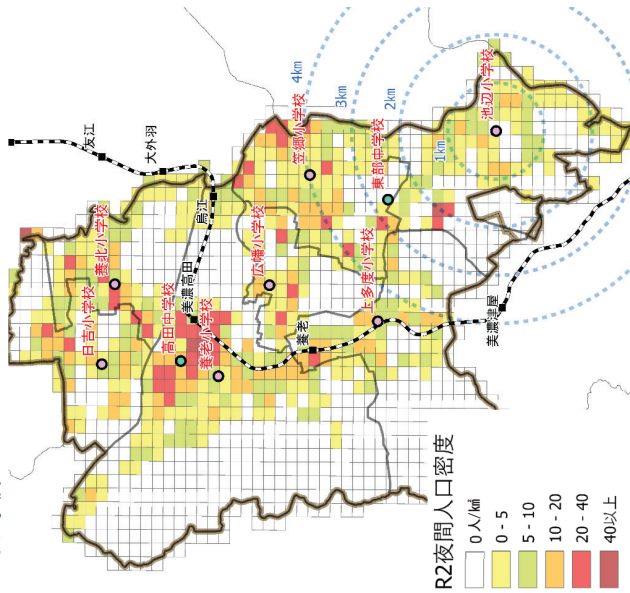
【東部中学校区】

広幡小学校



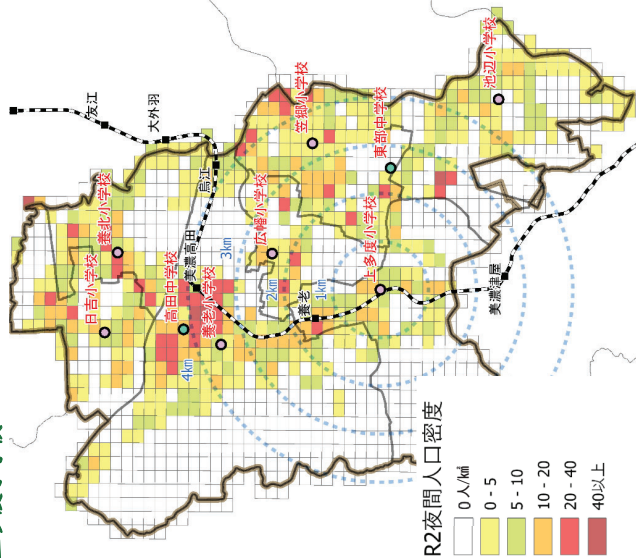
東部中学校区のうち、池辺小学校区をカバーできていません。また、1~2kmのより短い距離でカバーできる範囲が少なくなっています。

池辺小学校



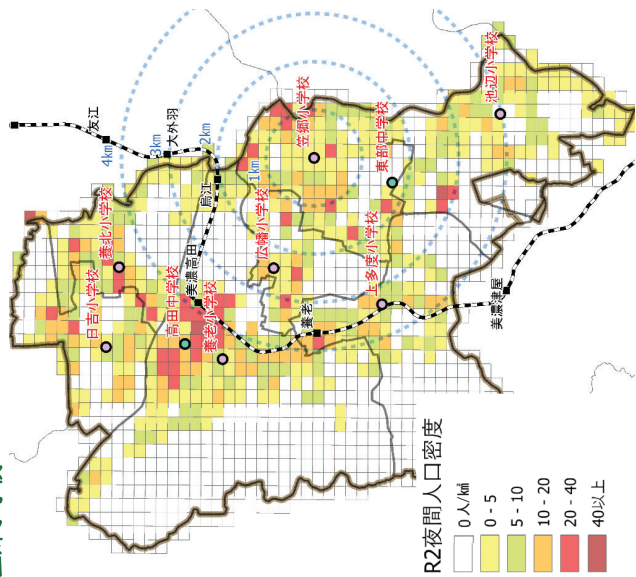
東部中学校区のうち、上多度小学校区、広幡小学校区、笠郷小学校区の一部とカバーできない範囲が広がっています。

上多度小学校



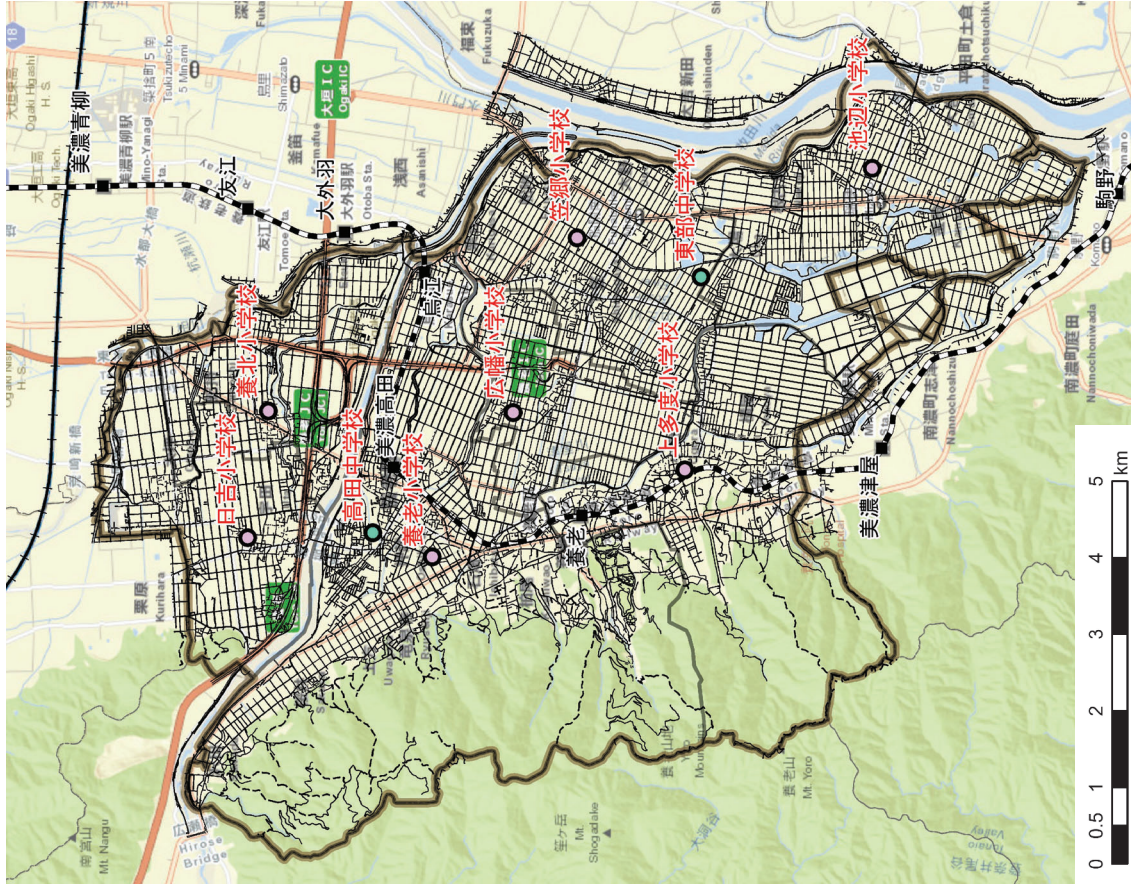
東部中学校区のうち、池辺小学校区と笠郷小学校区の東側をカバーできていません。特に、笠郷小学校区の東側は人口が多い地域となっています。

笠郷小学校



東部中学校区のうち、池辺小学校区の南側の一部をカバーできていません。

(参考) 道路網



(参考) 災害危険区域

